



「空き家情報」のホームページを開設しています。

「空き家バンク」への登録物件を募集しています!

佐渡市では、市内の空き家物件を有効に活用し、移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、市内の空き家情報を提供する「佐渡市空き家情報システム」を開発しています。空き家を「売りたい!貸したい!」とお考えの所有者の方で、空き家情報システムに登録していただける方は、この機会にご検討ください。

※佐渡市では空き家の管理などをふるさと納税の返礼品として登録しておりますのでご覧ください。

空き家情報システムとは?

空き家の所有者(空き家を貸したい、売りたい人)から提供された物件情報を「空き家情報システム」に登録し、サイトをみた利用希望者(空き家を買いたい、借りたい人)からの申し込みを受けマッチングする仕組みです。

登録にあたり市が協定を締結している宅建協会に所属する市内の不動産会社の仲介が必要となります。市は交渉、契約等の仲介行為は行いません。

原則、空き家所有者(登記名義人)からの申請が必要です。空き家が登記されているか、相続登記が終わっているかを事前に確認願います。

空き家情報システムへの登録は無料です。
(成約時に不動産会社へ仲介手数料は必要です。)



空き家バンクの詳細はこちらのQRから



【空き家の利活用に関するお問い合わせ・ご相談は】

〒952-1292 佐渡市千種232
佐渡市 移住交流推進課 移住交流推進係
☎0259-67-7153 FAX0259-63-5125
E-mail r-iju@city.sado.niigata.jp

住宅を空き家として放置するのではなく、
活用に向けて
まずはご相談を!

空家をお持ちの皆様へ

危険な空家になる前に!!



皆さんが所有している建物は
大丈夫ですか?

近年、全国的に空家問題が顕著化しており、佐渡市においても空家等に対する苦情や問い合わせが多くなっています。

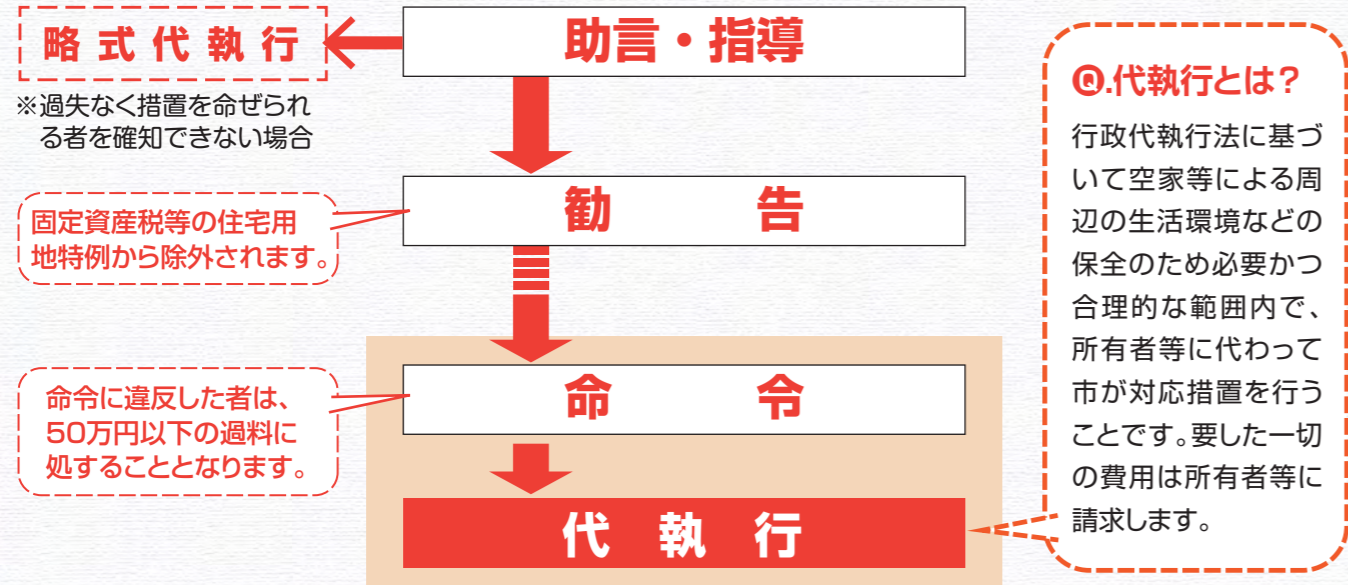
空家等は所有者等が適切に管理することが原則です。空家等が原因で近隣の住民や通行人等に人的・物的損害を与えた場合は、所有者の責任が問われることがあります。

空家を適切に管理しないとどーなるの?

空家を放置した場合の問題

- (1) 安全上の問題**
老朽化による倒壊、屋根材や外壁材等の建材の崩落、飛散
- (2) 生活・衛生上の問題**
ごみの放置による異臭、病害虫の発生
- (3) 防犯上の問題**
放火や犯罪の誘発
- (4) 景観上の問題**
景観の悪化によるイメージの低下

空家等対策の推進に関する特別措置法による 特定空家等の措置の流れ



老朽危険廃屋対策 支援事業補助金

- 補助内容 補助対象空家全ての解体経費、並びに廃材等の処分費の補助
- 対象者 市税を滞納していない空家等の所有者等
- 対象空家 そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空家
※法第14条第3項による命令措置を受けた空家は補助対象外
- 補助金額
 - ①木造建築物 補助対象経費の1/2以内
上限額 **80万円**
 - ②非木造建築物等 補助対象経費の4/5以内
上限額 **400万円**



佐渡市では、空家の除却等を支援しています！

佐渡市危険空家 安全対策支援事業

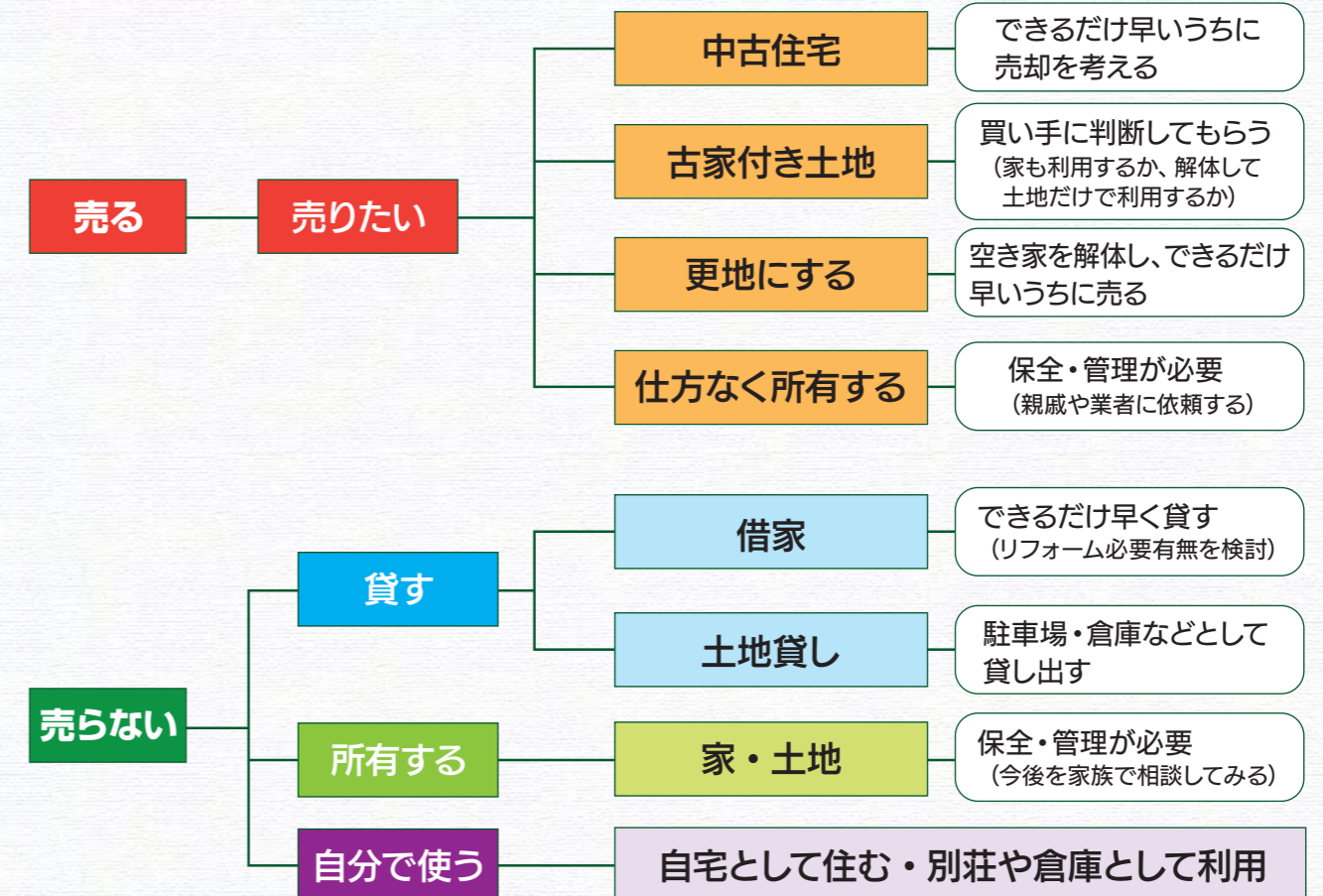
- 補助内容 周辺に影響を及ぼす空家の屋根瓦の落下防止対策、防護柵設置・危険部分の除去等の工事費の補助
- 対象者 市税を滞納していない空家等の所有者等
- 対象空家 周辺に影響を及ぼす危険な空家等
- 補助金額
 - ①生活困窮者または集落等 補助対象経費の4/5以内
上限額 **30万円**
 - ②上記以外の者 補助対象経費の1/2以内
上限額 **30万円**

【空家等に関するお問い合わせ・ご相談は】

〒952-1292佐渡市千種232 佐渡市 環境対策課 環境対策係
☎0259-63-3113 FAX0259-63-2750 E-mail s-kankyo@city.sado.niigata.jp

空き家の有効活用法チャート図

※ 空き家の有効活用には、事前に相続登記などの整理を終わらせてください。



◆空き家等に関する相談窓口

空き家等の売買や賃貸に関すること
公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
☎025-247-1177 平日 9:00 ~ 17:00

市内不動産会社はこちらのQRコードからご確認ください。(PDFファイル)



土地建物の相続登記、成年後見等に関すること
新潟県司法書士会総合相談センター
☎025-240-7867

平日 10:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00
不動産表示登記、境界調査等に関すること
新潟県土地家屋調査士会
☎025-378-5005 平日 9:00 ~ 17:00

◆法律上の問題や権利関係の整理等に関する相談窓口

法テラス佐渡法律事務所
☎050-3383-5422
平日 9:00 ~ 17:00 要予約平日

佐渡かんぞう法律事務所
☎0259-58-7166 平日 9:00 ~ 17:00 要予約

新潟県弁護士会
☎025-222-5533 平日 9:00 ~ 17:00